

## 都市計画の変更の経緯の概要

(向台町三丁目・新町三丁目地区地区計画)

### これまでの経緯

- (1) 都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき地区計画（案）の公告・縦覧

期間：平成 30 年 1 月 17 日から平成 30 年 1 月 31 日まで

縦覧者数：1 名

- (2) 地区計画（案）に対する意見書の提出

期間：平成 30 年 1 月 17 日から平成 30 年 1 月 31 日まで

意見書提出：0 通

- (3) 西東京市都市計画審議会への付議

日時：平成 30 年 2 月 13 日 午前 9 時 30 分から（本日）

- (4) 決定告示

時期：平成 30 年 4 月 1 日（予定）